



# 山形県公報

平成21年4月14日（火）  
第2034号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉課）…511
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（同）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…512
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…513
- 土地改良事業の工事の完了に係る届出……………（同）…514
- 民有保安林の指定……………（森林課）…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………515

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課）…516

## 告 示

### 山形県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
タクヤデンタルクリニック	山形市島13ヨークタウン嶋内	平成21. 3. 1

### 山形県告示第427号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
医療法人社団高橋胃腸科内科医院 小規模多機能型居宅介護事業所 おおぞらケアセンター	小規模多機能型居宅介護事業	山形市砂田56番2号	平成21. 3. 19

## 山形県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	五 十 嵐 一 春	最上郡最上町大字向町729番地
監 事	中 嶋 正 喜	同 大字若宮154番地

## 山形県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	五 十 嵐 昇	鶴岡市板井川字片茎112番地
同	清 和 亮 次	東田川郡三川町大字助川字北畑232番地
同	五 十 嵐 繁	鶴岡市松根字中松根61番地
同	三 浦 顕 一	東田川郡三川町大字押切新田字豊秋47番地
同	佐 藤 満 義	鶴岡市羽黒町石野新田字中川原4番地
同	本 間 正 博	同 道形町15番29号
同	松 浦 茂	同 小淀川丙15番地
同	斎 藤 悌 一	同 高坂字楯ノ下61番地
同	菊 池 豊 勝	東田川郡三川町大字猪子甲57番地
同	齋 藤 弘 道	鶴岡市渡前字山道東28番地

同	渋谷克正	酒田市広野字下中村86番地
同	渡部良一	鶴岡市播磨丁148番地
同	渡部敏美	同 黒川字上の山89番地
同	佐藤光哉	同 西京田130番地
同	小林善一	同 菱津い161番地
同	伊藤淳	同 少連寺乙24番地
監事	本間与惣一	鶴岡市宝谷字菖蒲池155番地
同	白幡秀松	同 清水新田甲31番地
同	加藤清志	酒田市広野字上通87番地
同	佐藤光雄	鶴岡市大山二丁目16番地12号

## 山形県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、庄内赤川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年4月14日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	渡部敏美	鶴岡市黒川字上の山89番地
同	菅原智	同 馬渡字道東192番地
同	今野清治	同 東荒屋字小島271番地
同	斎藤梯一	同 高坂字楯ノ下61番地
同	菅原松男	同 勝福寺字中通194番地
同	松浦茂	同 小淀川丙15番地
同	佐藤強	同 中京田乙46番地
同	後藤清	同 荒井京田甲91番地
同	佐藤俊介	東田川郡三川町大字神花字天神堂19番地
同	佐藤満義	鶴岡市羽黒町石野新田字中川原4番地

同	齋 藤 弘 道	同 渡前字山道東28番地
同	清 和 亮 次	東田川郡三川町大字助川字北畑232番地
同	三 浦 顕 一	同 大字押切新田字豊秋47番地
同	渋 谷 克 正	酒田市広野字下中村86番地
同	伊 藤 淳	鶴岡市少連寺乙24番地
同	本 間 松 弥	同 菱津い117番地
監 事	菅 原 多 喜 雄	鶴岡市田代字広瀬138番地
同	本 間 正 博	同 道形町15番29号
同	加 藤 清 志	酒田市広野字上通87番地
同	宮 野 宏	鶴岡市馬町字宮ノ腰148

**山形県告示第431号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地区名	事業の名称	工事完了年月日
庄内赤川土地改良区	勝福寺	元気な地域づくり交付金 (基盤整備促進)	平成21年3月27日

**山形県告示第432号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林の所在場所  
鶴岡市小国字谷地田92-1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。  
字谷地田92-1（次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐は、択伐による。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成21年4月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
石 山 正 明 後 援 会	石 山 正 明	佐 藤 孝 輔	上山市河崎3-9-1
維新 政 党 新 風 山 形 県 本 部	秋 元 秀 樹	鈴 木 博	山形市清住町3-1-23
木 村 竹 虎 後 援 会	木 村 竹 虎	大 江 文 彦	天童市老野森3-8-25
こまのべ市郎後援会	林 伸 一	奥 山 幸 吉	天童市大字矢野目1485
わ ゆ う 会	高 橋 和 雄	高 橋 和 雄	山形市寿町17-4
佐 藤 栄 作 後 援 会	佐 藤 栄 作	佐 藤 幸 子	新庄市沖の町10-67
遠 藤 し げ る 後 援 会	遠 藤 繁	樋 口 明 夫	長井市勸進代1703
大 滝 ま さ る 後 援 会	大 滝 順 一	樋 口 正 一	西置賜郡白鷹町大字高岡3981
元 気 な 山 形 を つ く る 会	渡 部 武	渡 部 武	長井市十日町2-1-45
鈴 木 誠 後 援 会	山 口 正 光	鈴 木 孝	西置賜郡飯豊町大字小白川3324-197
鳥 谷 政 一 後 援 会	安 部 貞 夫	色 摩 正 好	長井市今泉76
秋 山 わ た り 後 援 会	清 和 喜 一 郎	秋 山 隆	鶴岡市黒川字大杉川原352
石 川 武 利 を 励 ま す 会	小 林 幸 一	佐 藤 俊 雄	東田川郡庄内町主殿新田字前割15
小 野 一 晴 立 川 町 後 援 会	小 野 茂	高 橋 実 喜 雄	東田川郡庄内町桑田字高口47-1
新 舘 俊 雄 後 援 会	佐 藤 敏 幸	遠 田 一 善	酒田市竹田字竹ノ下22

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成21年4月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者
県営三吉町アパ ート	新庄市金沢1612 -3	3DK	55.7	1	一般用	13,400 円	15,400 円	17,700 円	19,900 円	25,200 円	28,500 円	3月分 の家賃 に相当 する額

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障がい程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成21年4月24日（金）～同年5月1日（金）まで（ただし、郵送の場合は平成21年5月1日までの消印のあるものに限り有効とする）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成21年6月（中旬）